

日本放送協会に対する平成19年度国際放送等実施命令について

(参考資料)

関係法令		
1	国際放送の放送法上の位置付け	1
2	放送法第33条(国際放送等の実施の命令等)逐条解説	2
3	放送法参照条文	3
4	放送法施行令参照条文	6
5	放送事業者の編集権を法令上制約している例	7
国際放送(短波国際放送)		
6	国際放送の概要	9
7	国際放送実施命令における放送事項の変遷	10
8	平成18年度国際放送実施命令書	11
9	平成18年度国際放送実施命令書(変更)	14
10	総務大臣談話(平成18年11月10日)	15
11	国際放送見直しの概要	16
12	国際放送聴取者の反響	17
13	国際放送番組時刻表	19
14	諸外国のラジオ国際放送	21
委託協会国際放送業務(映像国際放送)		
15	委託協会国際放送業務(映像国際放送)の概要	22
16	委託協会国際放送業務への実施命令の背景	23
17	映像国際放送を取り巻く状況	
	通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成18年6月20日)等	24
18	映像国際放送番組時刻表	29
19	諸外国のテレビ国際放送	32
国際放送・委託協会国際放送業務共通		
20	国際放送実施に係る総務省予算額の推移	33
21	平成18年度～平成20年度 NHK経営計画(抜粋)	34
22	日本放送協会平成19年度収支予算と事業計画の説明資料(抜粋)	35
拉致問題		
23	第166回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(抜粋)	36
24	北朝鮮による日本人拉致問題	37
25	拉致問題対策本部の設置、今後の対応	43

平成19年3月14日

情報通信政策局衛星放送課

国際放送の放送法上の位置付け

(放送番組編集の自由)

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

今回初めて諮問

<NHKが自主的に行う国際放送>

○ 放送法 第44条第4項

協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送（中略）に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

<NHK命令国際放送>

○ 放送法 第33条第1項

総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ（中略）することができる。

NHK国際放送

◆外国の衛星を利用して実施

→ 委託協会国際放送（テレビ）
『NHKワールドTV』

◆NHKが実施

→ 国際放送（ラジオ短波）
『NHKワールド・ラジオ日本』

(実施)

~NHKへの命令の仕組み~

総務大臣

電波監理審議会諮問
(放送法 第53条の10)

命令

(放送法 第33条第1項)

NHKが命令国際
放送を実施

国

命令放送の実施に係る費用負担
(放送法 第35条)

第33条（国際放送等の実施の命令等）

（国際放送等の実施の命令等）

第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

3 第9条第7項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第7項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

1 概要

本条は、総務大臣は、国際放送、委託協会国際放送の実施を協会に命ずることができることを規定したものである。

2 条文内容

(1) 第1項

わが国の国際放送、委託協会国際放送は放送法第9条第1項第4号の規定により協会の本来業務としてその実施を義務付けている自主放送と本条による命令放送の並存体制をとっている。協会に国際放送、委託協会国際放送を実施させるのは、①放送のような言論報道としての性格を有するものは国が行うことは適当でないこと、②国際放送等は一国を代表する最も権威あるものであると外国の視聴者に受け止められるものであることから、優れた知識経験を有し、国民的な管理を行うことができるものであること、③国内放送の放送番組の活用、取材源の活用を図ることができるため効率的に放送番組を制作できるものであることからである。国際放送はわが国の見解や国情を正しく外

国に伝えること、海外同胞に災害事件等を迅速に伝えること等の国策的使命を有するものであり公共放送機関に任せるのみでは十分ではない。国として実施することが必要なものについては自らの意思でこれを行うことが望まれる。ただし、これを行う場合についても国は放送に関する知識経験に乏しいこと、放送の客観性を担保する必要があること、国際放送といえども言論報道であることから自ら行うことは適当でないことから、国の意思を協会に命令し、この意思を体現した放送を行わせることとしている。

命令の方法としては、国際放送については、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定し、委託協会国際放送については委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して命令することとしている。具体的には毎年、年度初めに「国際放送実施命令書」を発し、これに基づき行わせることとなっている。

(2) 第2項

協会は、外国放送事業者に国の命令による国際放送の放送番組の外国における送信を委託するときは、中継国際放送をできることを規定している。これは、第9条第2項第1号において、協会の自主放送としての国際放送を外国の放送事業者に委託する場合に中継国際放送を行うことができるとしているが、命令放送の場合においても異なる取り扱いをすべき理由はなく同様の取り扱いをすべきであるからである。

(3) 第3項

本項は、放送法第9条第7項の規定を準用することを規定し、命令による国際放送の場合についても、協定について総務大臣の認可が必要であることを定めたものである。ただし、同条第7項中「又は変更し」は「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとしている。命令放送においては中継国際放送を状況の変化により廃止することがある場合、国の意思が特定地域において履行できなくなる可能性が生じ、その与える影響が大きいためである。

○ 放送法 (昭和二十五年法律第三百二十二号)

(目的)

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(目的)

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(業務)

第九条協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二、三 (略)

四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。

259 (略)

(国際放送等の実施の命令等)

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

3 第九条第七項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第七項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(国際放送等の費用負担)

第三十五条 前二条の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二条の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で行わなければならない。

(放送番組の編集等)

第四十四条 (略)

2、3 (略)

4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

(資料の提出等)

第五十三条の八 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第九条第七項(第三十三条第三項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、同条第八項(任意業務の認可)、第九条の二(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第九条の四第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第十一条第二項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の命令)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第四十七条(放送設備の譲渡等の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第一項(有料放送の役務の料金の認可)、同条第四項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)又は第五十三条第一項(センタ一の指定)の規定による処分をしようとするとき。

三、六 (略)

2 (略)

○ 放送法施行令（抜粋）

（資料の提出）

第五条 法第五十三条の八の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる放送事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

イ 二 （略）

ホ 国際放送及び委託協会国際放送業務の実施状況の概要
ヘ 三 子 （略）

二・三・四 （略）

放送事業者の編集権を法令上制約している例

①公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（政見放送）

第百五十条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の三に規定する中波放送又は同条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の放送設備により、公益のため、その政見（当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならない。

2 略

3 衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、当該公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。）は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。

4～6 略

②災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和

二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者（以下「受託放送事業者」という。）を除く。）に放送を行うこと（同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること）を求めることができる。

③放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

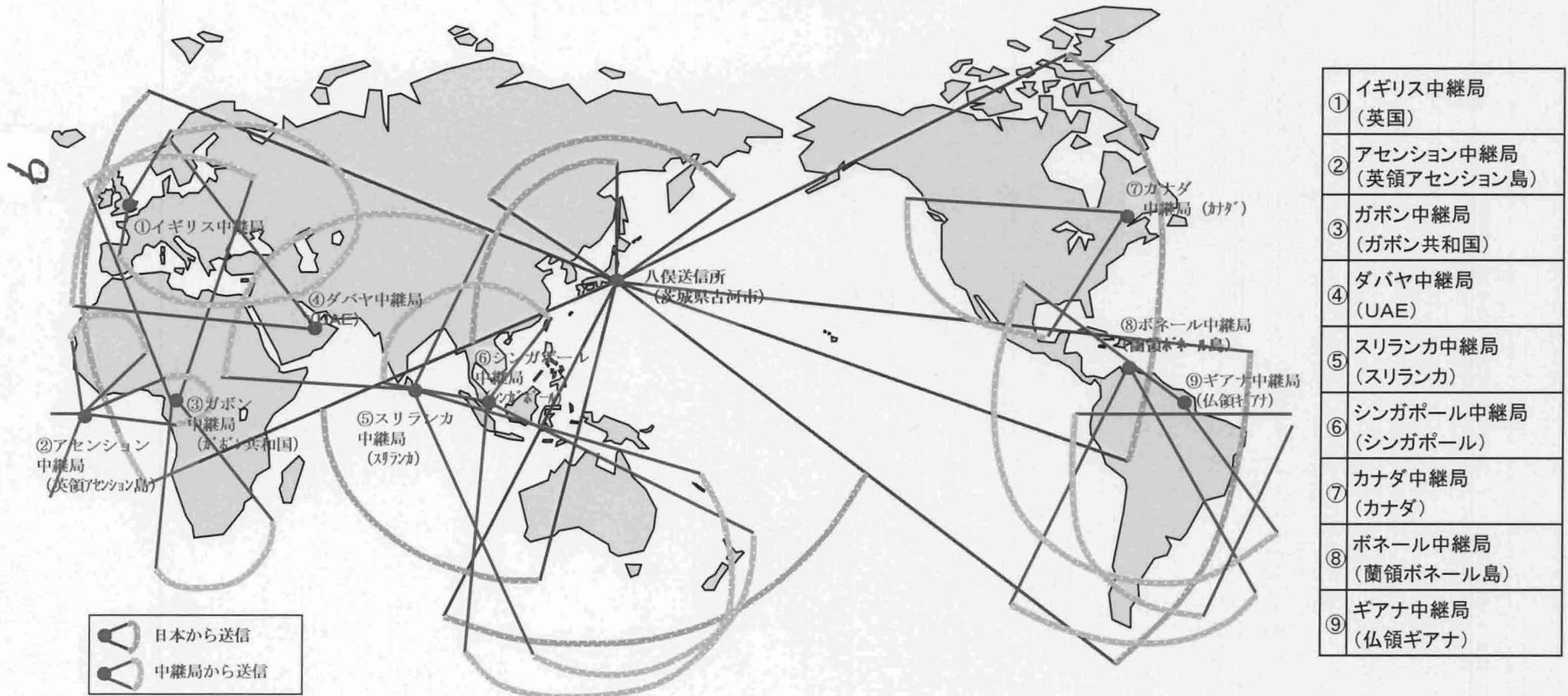
（放送番組の編集等）

第四十四条 1～3 略

- 4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

国際放送の概要

- | | |
|--------|---|
| 1 実施形態 | 総務大臣は、放送法第33条に基づく国際放送の実施命令をNHKに対し実施。
NHKは、自主放送と併せ命令放送を「NHKワールド・ラジオ日本」として放送。
命令放送に係る費用については、放送法第35条の規定に基づき国が負担。（平成18年度 22.6億円） |
| 2 放送時間 | 1日延べ65時間（うち、予算積算上の命令放送相当時間は29.5時間） |
| 3 使用言語 | 22言語 |
| 4 放送区域 | 地域向け（17区域）、一般向け（全区域） |
| 5 送信施設 | 国内送信所（八俣送信所）1か所、海外中継局9か所 |
| 6 受信方法 | 市販の短波ラジオ（約2千円～10万円程度）にて受信可能。 |



国際放送実施命令における放送事項の変遷

命 令 日	放 送 事 項
昭和27年 1月26日	放送事項は、ニュース及び解説とし、必要に応じて音楽その他を加えるものとする。
↓	
昭和33年 4月 1日	放送事項は、次のとおりとする。 ① 次の事項を内容とする公正なニュース、解説及び講演 国際及び国内政治関係 産業経済通商関係 科学文化関係 ② わが国の対内外政策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 各国国慶日に対する慶祝 ④ その他放送効果を高めるため適当と認められる事項
↓	
昭和35年 4月 1日	放送事項 ① 政治、経済、産業、通商、科学及び文化に関するニュース及び解説 ② 国策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 外国の国慶に対する慶祝 ④ その他国際親善、外国との経済交流及び海外同胞に対する慰安に資する事項
↓	
昭和40年 4月 1日	時事、政府の国策及び国際問題に対する見解等に関する報道・解説
昭和41年 4月 2日	次の事項に関する報道・解説 ①時事 ②国策 ③国際問題に関する政府の見解
↓	
昭和59年 4月 1日	次の事項に関する報道及び解説 ①時事 ②国の重要な政策 ③国際問題に関する政府の見解
↓	
平成18年 11月 10日	(1) 次の事項に関する報道、解説 ①時事 ②国策 ③国際問題に関する政府の見解 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

10

日本放送協会
会長 橋本 元一

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の
規定に基づき、次の放送事項を指定して、国際放送の実施
を命令する。

平成18年4月1日

総務大臣
竹中平蔵



放送番組の編集及び放送は、放送法第44条第4項及び
この命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上
を図るため同法第9条第1項第4号の規定による国際放送
と一体として行うこと。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に関する報道及び解説とする。

- (1) 時事
- (2) 国の重要な政策
- (3) 国際問題に関する政府の見解

2 放送区域及び放送区域別送信空中線電力

放送区域及び放送区域別送信空中線電力は、次のとおりとする。

なお、各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(1) 放送区域

一般向け放送

全 区 域

地域向け放送

欧				州
北				米
ハ		ワ		イ
中				米
南				米
中	東・北	ア	フリ	カ
ア		フ	リ	カ
極	東	ロ	シ	ア
ア	ジ	ア	大陸	(北部)
ア	ジ	ア	大陸	(中部)
ア	ジ	ア	大陸	(南部)
東		ア	ジ	ア
朝				鮮
東	南	ア	ジ	ア
フィリピン				インドネシア
南	西	ア	ジ	ア
豪州				ニュージーランド

(2) 放送区域別送信空中線電力

各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

3 放送時間

放送時間については、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

4 放送に用いる言語

放送区域別に当該区域の受信者に適した言語を用いること。

5 放送に関する周知

放送の内容等について十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

6 国の費用負担

平成18年度における放送法第33条第1項の規定による国際放送の実施は、同法第35条第1項の規定により国の負担する費用2,256,137千円の範囲で行うこと。

費用の交付に関する手続は、別に示すところによる。

7 実施期間

この命令の実施期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

8 報告事項

(1) 週間番組表の提出

放送区域別の週間番組表を作成し、速やかに提出すること。提出済みの週間番組表を変更しようとするときは、当該変更について届け出ること。

(2) 実施報告書の提出

この命令に基づいて実施した国際放送について、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第5条第1号ホの規定により、実施報告書を月ごとに作成し、翌月15日までに提出すること。



日本放送協会
会長 橋本 元一

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日付け命令書による平成18年度の国際放送実施について、1 放送事項を以下のように変更する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に関する報道及び解説とする。

①時事

②国の重要な政策

③国際問題に関する政府の見解

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

平成18年11月10日

総務大臣
菅 義 偉



総務大臣談話

十一月八日、電波監理審議会（羽鳥光俊会長）に諮問しました。「日本放送協会に対する平成十八年度国際放送実施命令の変更」について、諮問のとおり変更することは適当である旨の答申をいただき、同答申を受け、本日、日本放送協会に対して、平成十八年度国際放送実施命令に係る変更の命令をいたしました。

NHKの行う国際放送は、我が国の見解や国情を正しく外国に伝えること、海外同胞に災害事件等を迅速に伝えることなどの使命を有し、政府も平成十八年度は二十一億五千万円の予算を支出しております。このような趣旨から放送法は国際放送に限り、第三十三条第一項において、「総務大臣は、協会（NHK）に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して放送を行うべきこと」を命じることができる、としています。

この規定に基づき歴代の総務大臣、郵政大臣は毎年、NHKに対して命令を行っています。昭和五十九年以降は、①時事問題、②国の重要な政策、③国際問題に関する政府の見解を放送事項として指定しておりますが、「外国の国慶に対する慶祝」と具体的な指定を行ったこともあります。

今回、新政権発足と同時に拉致問題解決を最重要課題として政府一体となって推進するため、安倍総理を本部長とする対策本部が内閣に設置されました。すでに拉致被害者の方々は数年、あるいは数十年単位で、救出を待ち続けています。ご本人、そしてご家族にとってもこれはあまりにも長すぎる時間です。この上、さらなる年月を過ぎさせるのだとすれば政府は何のためにあるのかということになります。本部員でもある私は「総務大臣として何ができるか」を熟慮してまいりました。その結果、北朝鮮に対して「拉致問題が日朝間の最重要課題」という日本政府の毅然とした姿勢を示すとともに、北朝鮮の地で自由を奪われ一刻も早い救出を待ちわびながら必死に生き抜いておられる拉致被害者の方々に希望を持っていただくためにも、日本の家族、国民、政府は「自分達を見捨てずに救出のため全力で活動している」という事実をどうしても伝えなければならぬ、との結論に至りました。

現に拉致被害者のお一人である蓮池さんは北朝鮮で日本の印刷物を翻訳している際、家族が救出運動をしていることを知り、生きる希望を持つことができた、と述べておられます。また他の拉致被害者の方はラジオで救出運動を知り蓮池さんと同じように励まされたといえます。拉致被害者の方々にあらゆる手段でメッセージを送ることは極めて重要なことと考えます。

今回の措置については家族会代表である横田めぐみさんのお父上の滋さん、救済会の佐藤勝巳会長が「事は人命にかかわる。総務省、NHK等関係者は、拉致被害者の安全確保のために、為し得る事はすべて行なう」という姿勢をとっていただきたいと命令放送を強く求めておられました。

表現の自由、報道の自由が極めて重要であることは私も認識しております。番組の内容などには踏み込むつもりはありません。拉致被害者を一日も早く一人残らず取り戻すことが目的であります。

是非とも、国民の皆様のご理解を心からお願いいたします。

平成十八年十一月十日

総務大臣

菅 義 偉

国際放送の見直しの概要

今後、世界各地の聴取実態などを踏まえつつ、地域に応じた効果的かつ効率的な情報発信を進めるため、言語及び送信地域を見直す予定。

<見直しの概要>

① 送信地域、送信言語の見直し

1. 北米、ハワイ、欧州向け(ロシア語を除く)送信の廃止。
(ただし、有事の際の邦人への情報提供体制は維持)
2. 4言語(イタリア語・ドイツ語・スウェーデン語・マレー語)の廃止。
3. 2言語(フランス語・スペイン語)の欧州向け送信の廃止。(アフリカ、中南米向けは継続)

【現在の使用言語】

日本語、英語、中国語、朝鮮語、ロシア語、インドネシア語、マレー語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ベンガル語、ヒンディ語、ウルドゥ語、イタリア語、スウェーデン語、ドイツ語、フランス語、ペルシャ語、アラビア語、スワヒリ語、スペイン語、ポルトガル語 以上22言語

②見直しの理由

- ①-1. 2. 3. 北米や欧州諸国ではメディアの多様化(テレビ、インターネット)が進んでおり、様々な手段で日本に関する情報を取得できる環境である。
- ①-2. マレー語とインドネシア語は極めて近く、マレー語を話す人はインドネシア語を理解するため。

③ 見直しの時期

平成19年10月(予定)

国際放送聴取者からの反響（聴取者から寄せられる手紙やEメールの状況）

1 まとめ

公平性・客観性の点で評価を得ている。特に、近年は国内外で大きな災害や事件が多発する中、小型軽量の短波ラジオで日本と同時に必要な情報が得られる安心感についての評価が高い。

2 評価する声の多かった番組

- ・「小泉総理記者会見中継」「北朝鮮核実験報道」など時事に関する報道、解説番組
- ・「ラジオジャパンフォーカス」など世界やアジアに関する情報番組
- ・「海外安全情報」

3 聴取者からの受信確認及び反響の数

平成17年度

(単位：件)

地域	平成17年度		
	外国人	邦人	計
アジア	13,265	20	13,285
中東	143	0	143
欧州	2,468	3	2,471
アフリカ	2,593	0	2,593
北米	207	18	225
中南米	1,016	7	1,023
大洋州	57	4	61
船舶	0	0	0
国内	90	264	354
不明	8	0	8
小計	19,847	316	20,163
Eメール	17,543		
合計	37,706		
前年度比	+1,878		

4 平成18年度の聴取者の声

<日本人からの反響>

- ・中国の山峡地区への出張中、ラジオ日本を聴取しました。こんな奥地までNHKの電波が届くことに感動し、ホッとした気持ちになりました。先進国であればテレビなどからの情報に事欠きませんが、今回出張したような地域では、日本の情報にふれる事が極めて難しいので、ラジオの貴重さを実感しています。今後も、在外邦人や日本に興味のある外国人に向けて、情報を発信し続けて欲しいと思います。

(日本語／聴取地：中国)

- ・ラジオ日本で、西日本地域で起きた地震を知りました。海外にいると日本の情報が極端に減ってしまうので、ラジオ日本の存在は貴重です。ラジオは手軽に受信することができるので大変役に立ちます。引き続き、

短波による国際放送の充実も図って欲しいと思います。

(日本語／聴取地：韓国)

- ・北朝鮮の核実験が行われたことや、タイ政府樹立のニュースをラジオ日本で知りました。ラジオからの情報のありがたさを実感しました。海外の邦人や日本に興味を持っている多くの人々に、今後も有益な情報を発信してください。(日本語／聴取地：タイ)
- ・海外にいながら日本国内と同じ番組が楽しめることは嬉しいものです。また、在外邦人の意向を反映した国際放送独自の番組も放送して欲しいと思います。「海外安全情報」はその代表的な番組だと思います。(日本語／聴取地：韓国)

<外国人からの反響>

- ・北朝鮮の核問題や拉致問題について検討する6か国協議の情報を、興味深く聞きました。重要な国際問題ですが、ブラジルのメディアではほとんど取り上げられないことがないので、ラジオ日本は貴重な情報源となっています。(ポルトガル語／ブラジル)
- ・コメンタリー「北朝鮮と日中韓」は、大きな国際問題となっている北朝鮮の核実験を鋭く分析し、隣国である日中韓それぞれの国の対応について、わかりやすく解説してくれました。この問題に対する3国の複雑な関係を紹介し、北朝鮮に対する制裁措置についてなかなか意見が一致しない背景を提示しました。番組を通じて、国際的制裁の意味を知ることができました。(中国語／中国)
- ・「世界へ“ヒロシマ”を語り継ぎたい～8ヶ国 若者たちの朗読劇」被爆生存者の体験を、若者たちが朗読劇としてよみがえらせ、いきいきと伝えている活動を取り上げました。その若者が、8つの国の国際的なグループであるということは、注目すべき事でした。当時のヒロシマの状況を見事に再現しながら、原爆、戦争、平和、生と死について語りかけている様子は、とても印象的でした。(ベンガル語／バングラデシュ)
- ・「ラジオジャパンフォーカス ～伝統技術と最先端のテクノロジーの融合 新東京タワー～」は、日本のテレビ放送完全デジタル化に伴う新東京タワーの建設を取り上げました。耐震性などの最新技術はもとより、日本の伝統美の要素も取り入れられるとのこと。どのようなタワーになるのか完成が楽しみです。世界各地の電波塔も、豪雨や暴風などに備えるために、この建築構造を参考にして欲しいです。(スワヒリ語／タンザニア)
- ・「ラジオジャパンフォーカス ～なぜ被害は拡大したのか～ジャワ島中部地震～」は、被害が拡大した要員を検証した興味深い解説でした。専門家の調査によって実証された、耐震性の弱い煉瓦造りの家屋の構造が一つの原因であるとの見解は、説得力がありました。当地のメディアでは議論されていない事柄や、今後の地震の防災対策に役立つ情報が提供された中身の濃い内容だったと思います。(インドネシア語／インドネシア)

アジア大陸

周波数表		
放送時刻(日本時間)	UTC(協定世界時)	周波数(kHz)
1:00-4:00	16:00-19:00	6035
5:00-6:00	20:00-21:00	6165
5:00-9:00	20:00-0:00	11910
6:00-7:00	21:00-22:00	9560
11:00-12:00	2:00-3:00	17845
11:00-14:00	2:00-5:00	15195
16:00-17:00	7:00-8:00	15195
		6145(極東ロシア) 6165(極東ロシア)
17:00-2:00	8:00-17:00	9750

番組表								
放送時刻 (日本時間)	月	火	水	木	金	土	日	
0	ラジオ深夜便 ニュース・スポーツニュース ワールドネットワーク マーケットリポート/朗読/健康 暮らしの中のことば 中高年の暮らし・趣味・旅 列島・きょうの動き							
	“老い”を豊かに							
1 20 30 55	日曜討論	ニュース					ニュース	
		ふるさとニュース					NHKのど自慢	
		ひるの散歩道						
		海外安全情報						
2 15	ニュース	NHKジャーナル					ニュース	
	Weekend Japanology	海外安全情報					土曜ジャーナル	
3 20 30 55	日曜討論	ニュース					ニュース	
		ふるさとニュース					NHKのど自慢	
		ひるの散歩道						
		海外安全情報						
5 55	ラジオあさいちばん ニュース・スポーツニュース 全国の天気・列島あさいちさん 列島あさいちさん 全国の天気 健康ライフ ふるさとあさいちリポート 新聞を読んで 全国の天気 季節の野鳥 全国の天気 思い出のあの1曲 ボイスレター							
	海外安全情報							
6 25 30 40 55	ニュース・スポーツニュース 全国の天気 ワールドリポート<I> 海外経済リポート 当世キーワード							
	ニュース・天気予報・交通情報							
	ラジオ体操							
	ニュース ビジネス展望	列島音の旅				音にあいたい		
7 15 20 40 55	ニュース・スポーツニュース					ニュース	ニュース・スポーツニュース	
	海外安全情報					ニュース・天気予報		
	ニュースアップ ワールドリポート<II>					週末スポーツ情報	リレーニュース ～郷土の話題～ 全国の天気 日曜訪問	
	首都圏情報					関東甲信越情報	海外安全情報	
8 30 55	アジア情報	ニュース 時の話題 海外の話題				カルチャー&サイエンス	ニュース	
	きょうも元気で！わくわくラジオ さわやか列島リレー					さわやか列島リレー	音楽の泉	
						全国の天気		
海外安全情報								

11	20	ニュース			ニュース		15	
	30	ふるさとニュース			ふるさとニュース		25	
	50	こんにちは! 80ちゃんです			海外安全情報		30	
	55	海外安全情報			歌の日曜散歩		50	
12	15	ニュース・天気予報					NHKのど自慢	
	30	ひるのいこい						
	55	海外安全情報						
13	20	ニュース			ニュース		15	
	30	ふるさとニュース			ふるさとニュース		25	
	55	海外安全情報			海外安全情報		30	
	55	ラジオほっとタイム ニュース ふるさとマイタウン			かんさい土曜 ほっとタイム オススメ情報	サンデー ジョッキー	55	
16	20	ニュース			ニュース		15	
	30	ふるさとニュース			ふるさとニュース		25	
	55	海外安全情報			海外安全情報		30	
	55	ラジオほっとタイム ニュース ピュッフェ131			かんさい土曜 ほっとタイム	ラジオ名人寄席	55	
17	55	ラジオほっとタイム ニュース いきいきホットライン			ニュース 地球ラジオ		55	
	55	<大相撲期間中> 17:02~(18:00) 大相撲中継					55	
18	40	T O K Y O 発 きょうの日本 ニュース			ニュース 地球ラジオ		50	
	50	ふるさとニュース			海外安全情報			
	55	海外安全情報						
19	30	ニュース			ニュース・天気予報		20	
	45	列島リレーニュース			NHKガイド 今夜も大入り! 渋谷・極楽亭	ふるさと自慢 うた自慢・ ふるさと自慢 コンサート (隔週)	30	
	55	ニュース・天気予報・交通情報			海外安全情報		55	
20	55	ニュース					10	
	55	おしゃベリクイズ 疑問の館 新・話の泉(月1回)	ふれあいラジオ パーティー	きらめき 歌謡ライブ	わが人生に 乾杯	いとしの オールディーズ	今夜も大入り! 渋谷・極楽亭	きらり10代 あこがれ 仕事百科
21	30	ニュース					05	
	55	おしゃベリクイズ 疑問の館 新・話の泉(月1回)	真打ち競演	きらめき 歌謡ライブ	わが人生に 乾杯	いとしの オールディーズ	土曜の夜は ケータイ短歌	きらり10代 若者の悩み みんなで解決
	55	歌謡ドラマ		ときめき JAZZ喫茶	浪曲十八番	上方演芸会		
22	55	NHKジャーナル			ニュース・スポーツニュース		15	
	55	海外安全情報			土曜ジャーナル	ラジオ文芸館	55	
23	20	ニュース・スポーツニュース・天気予報			ニュース・スポーツニュース		10	
	40	ラジオ深夜便 日本列島くらしのたより ないとエッセー 全国の天気・明日の日の出			日曜名作座 輝け! 熟年		40	

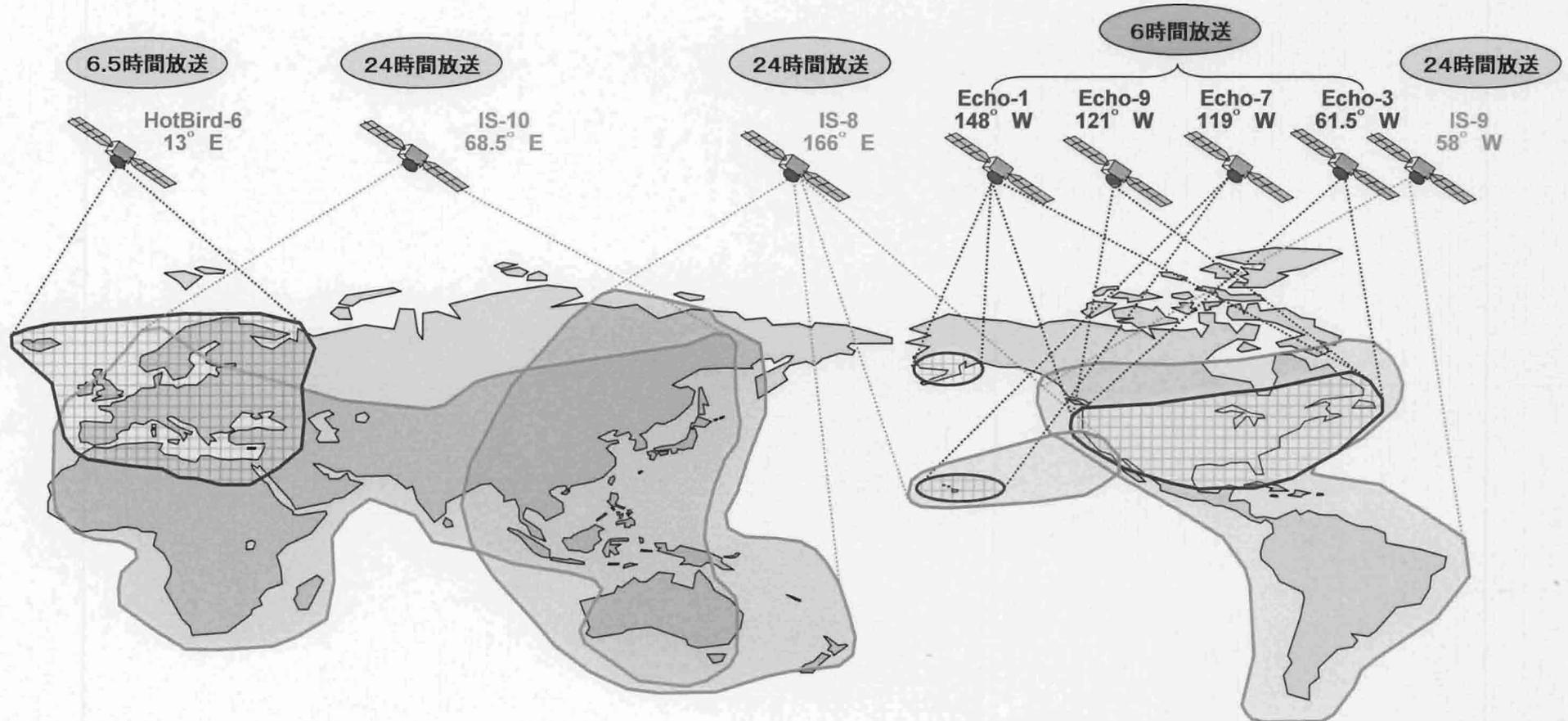
諸外国のラジオ国際放送

国名	サービス名 (実施機関)	経営形態	放送時間 (1日平均)	使用言語	財源	運営経費 (※)
日本	NHKワールド・ラジオ日本 (日本放送協会)	公共放送	65時間	22	受信料 政府交付金	約85億円
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ (BBG(放送管理委員会))	国営放送	170時間	44	政府予算	約183億円 (テレビを含む)
イギリス	BBCワールド・サービス (BBC(イギリス放送協会))	公共放送	178時間	33	政府交付金	約535億円
ドイツ	DW (ドイツエ・ヴェレ)	公共放送	99時間	29	政府交付金	約457億円 (テレビを含む)
フランス	RFI (ラジオ・フランス・アンテルナショナル)	公共放送	322時間	20	政府交付金	約209億円
中国	北京放送 (CRI(中国国際ラジオ))	国営放送	392時間	43	政府予算	非公表
韓国	KBSワールド・ラジオ (KBS(韓国放送公社))	公共放送	93時間	11	受信料 広告収入	約5億円

※ 日本は平成18(2006)年度予算、それ以外は2005年度予算。NHK調べ。
1ドル=110円、1ポンド=220円、1ユーロ=150円、1ウォン=0.12円で換算。

委託協会国際放送業務（映像国際放送）の概要

1. 実施形態 放送法第9条1項4号に基づき、NHKは、外国衛星を利用した無料のテレビ国際放送「NHKワールドTV」を実施。
2. 放送時間 1日24時間（Cバンド、全放送区域）
1日6.5時間程度（Kuバンド、欧州地域）
1日6時間程度（Kuバンド、北米地域）
3. 使用言語 2言語（英語・日本語）
4. 放送区域 在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー
5. 使用衛星 インテルサット社：IS-8、9、10 エコースター社：Echo-1、3、7、9 ユーテルサット社：HotBird-6
6. 受信方法 各衛星用の受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。
(費用は、アンテナの大きさや物価により大きく異なりチューナーが約1万8千円～25万円、アンテナが約3万円～25万円)



委託協会国際放送業務への実施命令の背景

- ◎ 我が国からの映像による国際放送については、これまでNHKが主に取り組んできたが不十分であるとの声の高まり
- ◎ 欧米等において、国策的な観点から、国の支援の下で国際的な映像情報の発信を強化する動きが活発化

通信・放送の在り方に関する懇談会

- 日本のソフトパワーを強化し、世界に「日本ファン」を増やす
 - グローバル化と人口減少が進む中、海外の目を日本に向けさせ、海外から日本に来る企業、観光客・留学生等の数を増大させることが必要
- ↓
- 外国人向けの映像による英語国際放送を早期に開始すべき

自民党 電気通信調査会 通信・放送産業高度化小委員会

- NHKは、現在主に海外の日本人向けに実施しているテレビ国際放送の英語化率を高めるなど、その充実に急ぎ取り組むべき
- 従来のテレビ国際放送とは別に、外国人向けの、世界に通用する新しい国際放送チャンネルの創設を検討すべき
- このような放送は採算ベースに乗せることは極めて難しく、必要な国費の投入を検討することが必要

通信・放送の在り方に関する政府与党合意

新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。

情報通信審議会に対して、「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策を諮問(18.8.1)

新たな組織による放送が開始されるまでの間は、NHKの国際放送を充実
(18.9.1 通信・放送分野の改革に関する工程プログラムについて)

映像国際放送を取り巻く状況

1. これまでの流れ

平成18年1月20日 「通信・放送の在り方に関する懇談会」発足

2月10日 小泉総理、竹中総務大臣に国際放送の強化の検討を指示

6月 6日 「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告

6月20日 自民党電気通信調査会 通信・放送産業高度化小委員会、「今後の放送・通信の在り方について」をとりまとめ

6月20日 通信・放送の在り方に関する政府与党合意

7月 7日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を閣議決定

8月 1日 情報通信審議会に「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策」について諮問

9月 1日 「通信・放送分野の改革に関する工程プログラムについて」を公表

2. 「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告(平成18年6月6日)

(5) NHKの抜本改革

⑤ 国際放送の強化

日本のソフトパワーを強化する観点からは、世界に“日本ファン”を増やすことが重要である。同時に、グローバル化と人口減少が進む中では、海外の目を日本に向けさせ、海外から日本に来る企業、観光客・留学生等の数を増大させることが必要である。

これらの課題に対処するためには、外国人向けの映像による英語国際放送を早期に開始すべきであり、その際は、日本の文化・学術や報道、アジアの情報等をバランス良く発信するとともに、テレビ放送とIP網による番組配信の双方で行うべきである。

そうした国際放送を実施する主体としては、公共放送であるNHKが最適であると考えられるが、同時に、民間放送事業者のノウハウや番組提供も必要であることから、新たにNHKの子会社を設立して実施することとし、当該子会社に対する民間の出資を積極的に受け入れるようにすべきである。その際、こうした新しい国際放送の採算性を安定的に確保するため、編集の独立性は確保しつつ、運営財源として財政支援も検討すべきである。

3. 自民党電気通信調査会 通信・放送産業高度化小委員会「今後の放送・通信の在り方について」

(平成18年6月20日)

(NHK関係)

2 業務の範囲

(2) 国際放送のあり方

NHKは、現在主に海外の日本人向けに実施しているテレビ国際放送の英語化率を高めるなど、その充実に急ぎ取り組むべきである。

さらに、この従来のテレビ国際放送とは別に、外国人向けの、世界に通用する新しい国際放送チャンネルの創設を検討すべきである。この新しいチャンネルの放送について、NHK本体で行うのか、子会社で行うのかについての検討が必要である。

ただし、いずれにしてもこのような放送は採算ベースに乗せることは極めて難しく、必要な国費の投入を検討することが必要である。

4. 通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成18年6月20日)

NHK関連

- ・新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。

5. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(閣議決定) (平成18年7月7日)

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(2) 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)

③ 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

- ・ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する

6. 「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策 (平成18年8月1日)

< 諮問理由 >

グローバル化の進展及び人口減・超高齢化社会の到来を踏まえ、我が国のソフトパワーを強化するとともに、情報発信によって諸外国及び外国人の日本の歴史・文化・社会事情等に対する理解を促進することが必要不可欠の課題となっている。

我が国からの映像による情報発信については、これまでNHKが唯一の担い手として取り組んで来たところであるが、昨今の国際情勢の複雑化、NHKの厳しい財政状況等の事情により、必ずしも十分な状況とは言えず、厚みのある情報発信力の強化を図るべきとの声が高まっている。

他方、欧米あるいは中国・韓国等においては、国策的な国の支援の下で国際的な映像情報の発信・配信を強化する動きが盛んとなっている。

そこで、今後、我が国においても、放送事業者、民間企業等が一体となって、本格的な「外国人向けの映像による国際放送」を開始するとともに、国も必要な支援を行うことが求められるところ、その主体(組織)、財源、対象とする国・地域・視聴者層、放送番組の内容、スケジュール等映像国際放送推進のための具体的方策について、情報通信審議会に諮問するものである。

7. 通信・放送分野の改革に関する工程プログラムについて（平成18年9月1日）

1. NHK関連

(4) 国際放送の強化

新たな国際放送の在り方等について情報通信審議会です要の検討を開始し(本年8月1日に諮問済)、その結果を踏まえ、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、2009年度から新たな組織による放送の開始を目指す。なお、それまでの間は、NHKの国際放送の充実を図る。

平成19年度予算要求において、NHKの国際放送の充実のための措置を講ずる。

NHKワールドTV週間編成表(1)

(二・日英)・・・日本語主音声・英語副音声
(二・英日)・・・英語主音声・日本語副音声
(日本時間)

	2月26日(月)	2月27日(火)	2月28日(水)	3月1日(木)	3月2日(金)	3月3日(土)	3月4日(日)
N16 L21	00 BSニュース	00 デジタル・スタジアム(二・日英)(再) アンコール 「デジタル・アワード 2006 後編」	00	BSニュース			
	15 美しき日本 百の風景(英) 「岐阜・白川郷」	15 サイエンスZERO(二・日英)(再) 「見えてきた”宇宙の謎” 日本の最新天体観測」	15 プロフェッショナル 仕事の流儀(二・日英)(再) 「がけつづらの向こうに喝采がある～指揮者・大野和士～」	10 NHKスペシャル(二・日英)(再) 「ロシア・蘇(よみがえ)る大國～プーチン流 資本主義の行方～」	10 Weekend Japanology(二・日英)(再) 「大阪文化の華・文楽」	10 WHAT'S ON JAPAN(二・日英)(再)	40 こだわりライフ ヨーロッパ(再) 「日記に記された人生を読み解く～ドイツ・エメンディンゲン～」
N17 L22	40 ニューヨーク街物語(再) 「ふたりで写した 下町の風景」	BSニュース				55 音紀行(再)	00 ニュース・気象情報
	10 おもしろ動物記	15 さわやか自然百景(再) 「厳冬 大雪山系 旭岳」	15 World Weather(英)	15 きょうの健康 「早く気づいて 子どもの目の病気」	10 音のある風景(再) 「白神山地」	20 器・夢工房(再) 「陶画をひき、土のぬでつくる」	15 たべもの新世紀 「厳寒の汽水湖 氷の下を狙う漁 ～北海道稚室市～」
N18 L23	NHKニュース おはよう日本(6時台)						50 海外安全情報
	NHKニュース おはよう日本(7時台)						55 World Weather(英)
N19 L00	13 World Weather(英)	15 サイエンスZERO(二・英日)(再) 「見えてきた”宇宙の謎” 日本の最新天体観測」	15 プロフェッショナル 仕事の流儀(二・英日)(再) 「がけつづらの向こうに喝采がある～指揮者・大野和士～」	15 NHKスペシャル(二・英日)(再) 「ロシア・蘇(よみがえ)る大國～プーチン流 資本主義の行方～」	15 デジタル・スタジアム(二・英日)(再) アンコール 「デジタル・アワード 2006 後編」	15 Maverick Minds <続> of Japan(二・英日) 「和紙の魅力伝えたい」	45 さわやか自然百景 「赤城山」
	15 Weekend Japanology(二・英日)(再) 「とうふ」	15 NHKワールドTVセレクション(英) アンコール 「Floating Shrines of Gion」	30 NHK週刊ニュース	55 パノラマ山の旅	00 BSニュース	00	00 NHKWorld TVセレクション(英) 「World Cultural Heritage Sites in Japan(4-4)」
N20 L01	00 BSニュース	05 ニュース	10 World Weather(英)	10	10 World Weather(英)	00	00
	15 音のある風景(再) 「白神山地」	15 視点・論点(再)	25 NHKニュース おはよう日本(7時台)(再)	25 家計診断 おすすめ悠々ライフ	54 World Weather(英)	00 日曜討論	00
N21 L02	55 海外安全情報	BSニュース				10	10
	10 日本伝統芸能(二・日英)(再) 「日本舞踊入門(4)」	10 経済羅針盤(二・日英)(再)	10 クローズアップ現代(二・日英)(再)	10	10	10 WHAT'S ON JAPAN(二・日英)(再)	40 エリンが挑戦! にほんごできます。(再) 「こまったことを話す」
N22 L03	40 器・夢工房 「陶画をひき、土のぬでつくる」	40 開発進む、次世代太陽電池	40 英語で笑いを世界に	40 Insight&Foresight(英)(再)	40 英語で笑いを世界に	40 さんご礁をどう守る	50 テレビ体操
	50 NHK NEWSLINE(英)	50	50	50	50	50	50
N23 L04	00 BSニュース	15 シリーズ世界遺産100	20 海外安全情報	20 東京マーケット情報	20	10	10
	15 小さな旅 「湯の町小唄 今も～福島 磐城温泉～」	20 JAPAN BIZ CAST(英)(再)	20 J-MELO(英)(再) 「マンスリー・ゲスト: 二井原実(ラウドネス)」	20 美しき日本 百の風景(英)(再) 「岐阜・白川郷」	20 日本伝統芸能(二・英日)(再) 「日本舞踊入門(4)」	10 サイエンスZERO(二・日英)(再) 「見えてきた”宇宙の謎” 日本の最新天体観測」	10 Weekend Japanology(二・日英)(再) 「大阪文化の華・文楽」
N24 L05	50	49 World Weather(英)	45 みんなの体操	55	15 TOKYO EYE(英)(再)	15 NHKWorld TVセレクション(英) 「World Cultural Heritage Sites in Japan(4-4)」	35 おいしいふるさと 名古屋～みそカツ
	50 NHK NEWSLINE(英)	50	50	50	45 百歳バンザイ! 「人生はカメラとともに」	45 Maverick Minds <続> of Japan(日・英日)(再) 「和紙の魅力伝えたい」	55 World Weather(英)

NHKワールドTV週間編成表(2)

(二・日英)・・・日本語音声・英語副音声
 (二・英日)・・・英語音声・日本語副音声
 (日本時間)

	2月26日(月)	2月27日(火)	2月28日(水)	3月1日(木)	3月2日(金)	3月3日(土)	3月4日(日)
	00 BSニュース					00 ニュース 05 WorldWeather(英) 10 山川草木(再)	00 BSニュース
1 3 N00 L05	15 NHKWorld TVセレクション (英)(再) 「World Cultural Heritage Sites in Japan(4-3)」 35 しまぐにっぽん	15 経済羅針盤 (二・英日)(再)	15 クローズアップ現代(二・英日)(再)			10 BS特集 「ファーストジャパニーズ」 (1) (再)	
	41 World Weather(英)					45 さわやか自然百景(再) 「厳冬 大雪山系 旭岳」	
	45 シリーズ世界遺産100(再) 50 NHK NEWSLINE(英)(再)						
1 4 N01 L06	00 ニュース・気象情報 05 お元氣ですか 日本列島					00 ニュース 05 WorldWeather(英) 10 プロフェッショナル 仕事の流儀 (二・日英)(再) 「がけっぷちの向こうに亀裂が ある～指揮者・大野和士～」	00 文字ニュース 05 BS特集 「ファーストジャパニーズ」 (2) (再)
	55 NHK NEWSLINE(英)					55 World Weather(英)	55 World Weather(英)
1 5 N02 L07	05 ニュース・気象情報 15 Insight&Foresight(英) 開発進む、次世代太陽電池 落語で笑いを世界に 落語で笑いを世界に さんご織をどう守る さんご織をどう守る					00 ニュース 05 文字ニュース 10 JAPAN BIZ CAST (英)(再)	00 ニュース 05 NHKスペシャル (二・日英) (再) 「ロシア・ 蘇(よみがえ)る大國 ～プーチン流 資本主義の行方～」
	25 東京マーケット情報					39 World Weather(英) 40 器・夢工房(再) 「陶器をひき、土の脈をつくる」 50 海外安全情報	
	55 海外安全情報					55 NHK NEWSLINE(英)	
1 6 N03 L08	00 BSニュース					00 ニュース 05 文字ニュース 10 サイエンスZERO (二・英日)(再) 「見えてきた”宇宙の謎” 日本の最新天体観測」	00 ニュース 05 海外安全情報 10 日本の伝統芸能 (二・英日) 「文楽入門(1)」
	15 J-MELO (英)(再) 「マンスリー・ゲスト: 二井雄実(ラウドネス)」 40 世界遺産100(再)	15 JAPAN BIZ CAST (英)(再)	15 TOKYO EYE (英)	15 美しき日本 百の風景 (英)(再) 「岐阜・白川郷」 40 世界遺産100(再)	15 NHKWorld TVセレクション(英)(再) 「World Cultural Heritage Sites in Japan(4-3)」 35 日本の旅 小京都		40 百歳バンザイ!(再) 「人生はカメラとともに」 50 World Weather(英)
	45 NHK NEWSLINE(英)						
	55 World Weather(英)					55 NHK NEWSLINE(英)(再)	
1 7 N04 L09	00 BSニュース					10 永島敏行が訪ねる ”心のふるさと” ～長野県 小谷村中谷郷～	10 美しき日本 百の風景 (英)(再) 「岐阜・白川郷」
	15 経済羅針盤 (二・英日)	15 クローズアップ現代(二・英日)					
		41 World Weather(英)			39 World Weather(英)	35 エリンが挑戦! にほんごできます。 (再) 「福島・神白温泉」	
	45 NHK NEWSLINE(英)					40 くだん着の温泉 「福島・神白温泉」	
	55 World Weather(英)(再)					50 海外安全情報 55 NHK NEWSLINE(英)	50 「こまったことを話す」
1 8 N05 L10	00 ニュース						
	10 サイエンスZERO (二・英日) 「見えてきた”宇宙の謎” 日本の最新天体観測」 ※末尾予告なし	10 プロフェッショナル 仕事の流儀 (二・英日) 「がけっぷちの向こうに亀裂が ある～指揮者・大野和士～」	10 NHKスペシャル (二・英日) 「ロシア・ 蘇(よみがえ)る大國 ～プーチン流 資本主義の行方～」	10 日本の伝統芸能 (二・英日)(再) 「日本舞踊入門(4)」	10 Weekend Japanology (二・英日) 「大阪文化の華・文楽」	10 週刊こどもニュース	10 J-MELO (英)(再) 「ゲスト総集編①」 35 音のある風景 「東京・新宿」
	54 World Weather(英)			40 百歳バンザイ!(再) 「心ゆくまで漢字と格闘」	42 みんなの童謡 45 テレビ体操 (再)		
	55 海外安全情報			50 World Weather(英)	54 World Weather(英)	55 NHK NEWSLINE(英)(再)	
1 9 N06 L11	00 NHKニュース7(二・日英)						
	30 クローズアップ現代				30 特報首都圏	30 ビジネス未来人 「時代のキーワード ”レストランを見直せ”」	30 TOKYO EYE (英)(再)
	56 World Weather(英)(再)					55 World Weather(英)	59 World Weather(英)
2 0 N07 L12	00 NHKニュース7(二・英日)(再)						
	30 News Today 30 Minutes(英)					30 エリンが挑戦! にほんごできます。 「こまったことを話す」	30 さわやか自然百景(再) 「赤城山」 45 海外安全情報
						50 NHK NEWSLINE(英)	

NHKワールドTV週間編成表(3)

(二・日英)・・・日本語主音声・英語副音声
 (二・英日)・・・英語主音声・日本語副音声
 (日本時間)

	2月26日(月)	2月27日(火)	2月28日(水)	3月1日(木)	3月2日(金)	3月3日(土)	3月4日(日)	
2 1 N08 L13	00 ニュースウォッチ9(二・日英)					00 BSニュース	00 デジタル・スタジアム(二・英日)(再) アンコール 「デジスタ・アワード 2006 後編」	
						10 BS特集 「ファーストジャパニーズ(1)」		
2 2 N09 L14	00 News Today Asia(英)							
	15 JAPAN BIZ CAST(英)	15 日本の伝統芸能(二・日英)(再) 「日本舞踊入門(4)」	15 TOKYO EYE(英)(再)	15 NHKWorld TVレクオン(英)(再) 「World Cultural Heritage Sites in Japan(4-3)」	15 J-MELO(英) 「ゲスト総集編①」	10 BS特集 「ファーストジャパニーズ(2)」	10 NHKWorld TVセレクション(英)(再) アンコール 「Floating Shrines of Gion」	
	45 NHK NEWSLINE(英)					35 どうぶつ家族	40 みんなの体操	
	55 World Weather(英)							
2 3 N10 L15	00 BSニュース							
	15 経済羅針盤(二・日英)(再)	15 クローズアップ現代(二・日英)(再)				10 WHAT'S ON JAPAN(二・英日)	05 ニュース・気象情報	
						12 NHKスペシャル(二・英日)(再) 「ロシア・蘇(よみがえ)る大国 ~プーチン流 資本主義の行方~」		
		41 World Weather(英)(再)	40 エリンが挑戦! にほんごできます。(再) 「こまったことを話す」					
0 N11 L16	00 ニュースウォッチ9(二・英日)(再)					00 BSニュース	01 サンデースポーツ	
						10 TOKYO EYE(英)(再)		
						40 みんなの童謡(再)		
						43 World Weather(英)		
1 N12 L17	00 News Today Asia(英)(再)							
	10 経済最前線					10 J-MELO(英)(再) 「ゲスト総集編①」	10 Weekend Japanology(二・英日)(再) 「大版文化の華・文楽」	
	30 News Today 30 Minutes(英)(再)					35 ふだん着の温泉(再) 「福島・神白温泉」	45 音のある風景(再) 「白神山地」	
						45 音のある風景(再) 「白神山地」	55 海外安全情報	
2 N13 L18	00 BSニュース							
	10 デジタル・スタジアム(二・英日)アンコール 「デジスタ・アワード 2006 後編」	10 サイエンスZERO(二・英日)(再) 「見えてきた”宇宙の謎” 日本の最新天体観測」	10 プロフェッショナル 仕事の流儀(二・英日)(再) 「がけっぶちの向こうに電気がある~指揮者・大野和士~」	10 NHKスペシャル(二・英日)(再) 「ロシア・蘇(よみがえ)る大国 ~プーチン流 資本主義の行方~」	10 Weekend Japanology(二・英日)(再) 「大版文化の華・文楽」	10 WHAT'S ON JAPAN(二・英日)(再)	10 日本の伝統芸能(二・英日)(再) 「文楽入門(1)」	
						40 こだわりライフ ヨーロッパ街物語 「日記に記された人生を読み解く ~ドイツ・エメンディンゲン~」	40 ニューヨーク街物語 「消え行く街を記録する」	
					56 音紀行			
3 N14 L19	00 BSニュース							
	15 経済最前線(再)					10 デジタル・スタジアム(二・日英)(再)アンコール 「デジスタ・アワード 2006 後編」	00 NHKWorld TVセレクション(英)(再)アンコール 「Floating Shrines of Gion」	
	35 開発進む、次世代太陽電池	35 落語で笑いを世界に	35 落語で笑いを世界に	35 さんご織をどう守る	35 さんご織をどう守る	55 パノラマ山の旅(再)		
	45 News Today Asia(英)(再)							
4 N15 L20	00 BSニュース							
	15 経済羅針盤(二・英日)(再)	15 クローズアップ現代(二・英日)(再)				10 J-MELO(英)(再) 「ゲスト総集編①」	10 プロフェッショナル 仕事の流儀(二・英日)(再) 「がけっぶちの向こうに電気がある~指揮者・大野和士~」	
		41 World Weather(英)(再)	35 美しき日本 百の風景(英)(再) 「岐阜・白川郷」					
	45 視点・論点							
	55 海外安全情報							

諸外国のテレビ国際放送

国名	サービス名 (実施機関)	経営形態	放送時間 (日)	使用言語	CH数	財源	運営経費 (※)
日本	NHKワールドTV (日本放送協会)	公共放送	24	日本語、英語	1	受信料	約28億円
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ (BBG (放送管理委員会))	国営放送	24	25言語	1	政府予算	約183億円 (ラジオを含む)
イギリス	BBCワールド (BBCワールド社)	株式会社 (※1)	24	英語	1	広告料 視聴契約料	約112億円
ドイツ	DW-tv (ドイチェ・ヴェレ)	公共放送	24	ドイツ語、英語 スペイン語、アフリカ語	1	政府交付金 広告料等	約457億円 (ラジオを含む)
フランス	フランス24 (同上)	株式会社 (※2)	24	フランス語、英語、 2007年夏期にアフリカ語、 2008～2010年にスペイン語 放送の開始を予定。	2	政府交付金	約120億円
中国	CCTV (同上)	国営放送	24	中国語、英語 スペイン語、フランス語	3	政府予算 広告料	非公表
韓国	アリランTV (KIBF (韓国国際放送交流財団))	財団法人	24	英語 (半分程度は、韓国製コン テンツに英語字幕を付し たもの。中国語、スペイン 語、アフリカ語字幕あり。)	3	放送発展基金 政府交付金 広告料等	約53億円

※1 BBC(公共放送)の100%子会社

※2 公共放送フランステレビジョンと商業放送TF1の共同出資により設立。昨年12月、放送開始。

注: 1ドル=110円、1ポンド=220円、1ユーロ=150円、1ウォン=0.12円で換算。

NHKの国際放送関係経費と交付額の推移

(単位:千円)

年度	ラジオ国際放送 運営経費		テレビ国際放送 運営経費		総額合計	備考
	総額	交付金	総額	交付金		
14	9,141,987	1,973,500	2,783,461	—	11,925,448	
15	8,671,852	1,973,500	2,778,055	—	11,449,907	
16	8,538,889	2,273,500	2,746,977	—	11,285,866	
17	8,450,946	2,273,500	2,703,190	—	11,154,136	
18	8,500,919	2,256,137	2,787,304	—	11,288,223	
19	7,972,029	2,157,617	4,803,722	300,000	12,775,751	

※ 平成17年度までは決算額、平成18、19年度は予算額。

33

NHKの新生と デジタル時代の公共性の追求

平成18年度～20年度 NHK経営計画

(抜粋)

世界に向けた情報発信の強化

- ◆ “日本の今”を映像によって広く世界に伝え、世界の人々の日本への理解促進を図ることがますます必要な時代となりました。

そのためにNHKでは、テレビ国際放送（NHKワールドTV）の英語化を推進します。英語化を図るための財源措置として、ラジオ国際放送の経費軽減の方策などを、国際放送全体のあり方の見直しの中で検討します。

海外の放送配信事業者へのテレビ番組配信（NHKワールド・プレミアム）は、在留邦人や旅行者向けの日本語によるサービスに特化します。

- ◆ インド洋大津波を教訓にアジアの放送局との連携を強化し、防災情報の交換や災害報道を強化する取り組みを充実させます。
- ◆ 他国に先駆けて蓄積してきた豊富なハイビジョン番組や映像を、海外のメディアに積極的に提供するとともに、国際共同制作による質の高い大型番組の制作を推進し、日本の視点・日本の文化を世界に伝える役割を強化します。

国際放送の実施経費

(平成16年度決算)

- ・テレビ国際放送実施経費
27.4億円
- ・ラジオ国際放送実施経費
85.3億円*

(*うち、命令放送実施のための
国の交付金 22.7億円)

テレビ国際放送の英語化

- ・平成20年度までに英語化率
100%（英語字幕・日英2か
国語放送を含む）を目指す。

ラジオ国際放送

- ・短波により全世界に向けて、
22の言語で、合わせて1日
65時間放送。
- ・今後のあり方の検討を30～
31ページに記述。

番組の主な海外提供（販売）

- ・韓国KBS、中国CCTVなどに
毎年ハイビジョン番組を継続
提供。
- ・カタールの教育専門チャンネル
に教育番組300時間分を毎
年継続提供。

(2) ラジオ国際放送のあり方を検討

- ◆ 海外への情報発信は、かつての短波による音声放送だけの時代から、衛星によるテレビ放送やインターネットでも可能になり、こうしたメディアで情報を入手している人々が増えています。

- ◆ こうした中で、現在のラジオ国際放送について、世界各地の聴取実態などを踏まえつつ、地域に応じた効果的効率的な情報発信を進めるため、送信地域の見直しや、インターネットなど他のメディアへの移行を検討します。

また、デジタル短波放送の国際的な普及も見定めながら、現行の短波による国際放送の有用性について総合的に検討します。

ラジオ国際放送

- ・短波によるラジオ国際放送の
あり方を、平成20年度まで
に公表。

5. 国際放送による海外への情報発信の強化

これまで築き上げてきた世界の視聴者からの信頼に応えられるよう、自主・自律の編集権を貫き、日本の公共放送として、正確で公正なニュースと多様な番組を発信します。

海外の視聴者と聴取者向けのニュース・番組を充実し、質の高い国内放送番組を外国語でも放送するほか、インターネットによる情報発信も充実し、日本から海外への情報発信を一層強化します。

〔テレビ国際放送〕

- ① 英語化率の向上による外国人向け情報発信力の強化
 - 平成19年度前半期の英語化率は、80%を超える計画
 - 平成20年度末までに、字幕付与も含めた英語化率100%を計画
- ② 情報番組等を通して、日本やアジアの情報を海外に発信
 - 日本料理の魅力を世界に紹介する「Your Japanese Kitchen」を新設するほか、日本の最新技術や新製品の情報を紹介する「JAPAN BIZ CAST」等英語による多彩な情報番組を提供

〔ラジオ国際放送〕

- ① 時代に合わせた新しいサービスの充実・強化
 - 幅広い話題を伝える情報番組や日本文化を紹介する公開番組の新設等、英語放送の内容刷新
 - インターネットによる情報発信の充実
 - 国内外の外国人に向けた、携帯電話向け外国語ニュースの充実
 - 衛星ラジオサービスによるアラビア語放送（18年度後半期から開始）等
- ② 19年度後半期から送信地域・送信時間等の見直しを実施
 - 北米、ハワイ、欧州向け送信の削減
 - イタリア語・ドイツ語・スウェーデン語・マレー語の4言語の放送を廃止

第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）

【平成19年1月26日】

（主張する外交）

〔前略〕

拉致問題の解決なくして、日朝国交正常化はありえません。拉致問題に対する国際社会の理解は進み、国際的な圧力が高まっています。北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国を強く求めています。新たに拉致被害者に向け、政府のメッセージを放送するなど、引き続き、政府一体となって総合的な対策に取り組めます。

〔後略〕

北朝鮮による日本人拉致問題

平成 18 年 11 月

2002 年 9 月 17 日、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束した。現在、日本政府は 17 名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しており、そのうち 5 名については、2002 年 10 月 15 日に 24 年ぶりの帰国が実現した。2004 年 5 月 22 日、平壤で行われた第 2 回日朝首脳会談では、2002 年 10 月に帰国した拉致被害者の御家族 5 名が帰国するとともに、安否不明の方々について、北朝鮮側は、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨明言した。しかしながら、帰国した 5 名を除く拉致被害者の安否については、未だに北朝鮮当局より納得のいく説明がなされていない。

政府としては、安否不明の拉致被害者がすべて生存しているとの前提に立ち、北朝鮮側に対し、すべての被害者の安全確保と即時帰国、真相究明及び拉致実行犯の引渡しを強く要求するとともに、北朝鮮側より納得できる対応がない場合には、我が方として厳しい対応をとる方針である旨明確にしてきている。

1.背景

- (1)1970 年代から 1980 年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。1991 年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけた。
- (2)日本国内では、1997 年に拉致被害者の家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」が結成される等、被害者の救出を求める運動が活発に展開され、これまで 600 万人を超える署名が総理大臣に提出されている。また、日本政府は、認定した 17 名の拉致被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があることから、所要の捜査・調査を進めており、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮に対して取り上げていく考えである。
- (3)北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作員による身分の偽装、工作員を日本人にしたための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループ(「よど号」グループとは、1970 年 3 月 31 日、日本航空 351 便、通称「よど号」をハイジャックした犯人とその家族等の総称。)による人材獲得、といった理由があったとみられる。

2.拉致問題をめぐる日朝間のやりとり

(1)第 1 回日朝首脳会談(2002 年 9 月)

(イ)2002 年 9 月 17 日の日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日(キム・ジョンイル)国防委員長は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪し、拉致被害者のうち 4 名は生存、8 名は死亡、1 名は北朝鮮入国が確認できない旨伝えた。また、調査依頼をしていなかった 1 名について拉致を認め、その生存を確認した(他方、その後の調査で北朝鮮側は、同時に行方不明となった同人の母親については、入国の事実はない旨主張した。)。その上で、関係者の処罰および再発防止を約束すると同時に、家族の面会および帰国への便宜を保証すると約束した。

これに対し、小泉純一郎総理は、金正日国防委員長に対し強く抗議し、継続調査、生存者の帰国、再発防止を要求した。

(ロ)北朝鮮外務省のスポークスマンは、同日、拉致事件に関する談話を発表し、北朝鮮側として被害者の帰国のための必要な措置をとる用意があることを明らかにした。

(2) 事実調査チームの派遣(2002年9月～10月)

2002年9月28日から10月1日にかけて、政府派遣による事実調査チームが生存者と面会し、安否未確認の方についての情報収集に努めた。しかし、北朝鮮提供の情報はそもそも限られている上、内容的にも一貫性に欠け、疑わしい点が多々含まれていた。同年10月29日～30日にクアラルンプールで開催された第12回日朝国交正常化交渉においても、政府は150項目にわたる疑問点の指摘と同時にさらなる情報提供を要求したが、北朝鮮側からのまとまった回答はなかった。

(3) 5人の被害者の帰国(2002年10月)

(イ) 日本政府からの要求に応じて、2002年10月15日、拉致被害者5人(地村保志さん・富貴恵さん、蓮池薫さん・祐木子さん、曾我ひとみさん)が帰国し、家族との再会を果たした。

(ロ) 日本政府は、これら拉致被害者が、北朝鮮に残してきた家族も含めて自由な意思決定を行える環境の設定が必要であるとの判断の下、同年10月24日、5人の拉致被害者が日本に引き続き残ること、また、北朝鮮に対して、北朝鮮に残っている家族の安全確保および帰国日程の早急な確定を強く求める方針を発表した。

その後、これら家族の帰国及び安否不明の拉致被害者に関する真相究明が日朝間の重大な懸案となり、協議されてきた。

(4) 第2回日朝首脳会談(2004年5月)

2004年5月22日、第1回日朝首脳会談において合意された日朝平壤宣言を履行していく考えを改めて確認し、日朝間の信頼関係の回復を図るため、小泉総理が再度訪朝し、拉致問題をはじめとする日朝間の問題や核、ミサイルといった北東アジア地域の平和と安定にかかわる安全保障上の問題等につき議論が行われた。拉致問題に関連しては、この会談を通じ、以下の諸点が両首脳間で申し合わされた。

- 北朝鮮側は、地村保志さん・富貴恵さんの御家族、蓮池薫さん・祐木子さんの御家族、計5名が、同日、日本に帰国することに同意する。(曾我ひとみさんの御家族3名については、総理から直接1時間にわたり、来日を強く働きかけたものの、同日の来日は実現しなかったが、その後7月18日に帰国・来日を実現した。)
- 安否不明の拉致被害者の方々について、北朝鮮側が、直ちに真相究明のための調査を白紙の状態から再開する。

(5) 日朝実務者協議(2004年8月、9月、11月)

(イ) 2004年8月11日～12日(第1回)及び9月25日?26日(第2回)、北京において日朝実務者協議が開催され、北朝鮮側より、安否不明者に関する再調査の途中経過が提供されたが、情報の裏付けとなる具体的な証拠や資料の提供がなく不十分なものであった。

(ロ) 上記のやりとりを踏まえ、第3回日朝実務者協議が2004年11月9日より14日まで平壤にて実施された。同協議は50時間余りに及び、「調査委員会」との質疑応答の他、合計16名の「証人」からの直接の聴取、さらには拉致に関係する施設等に対する現地視察も行われた。

また、第3回協議では、日本政府として拉致被害者とは認定していないが北朝鮮に拉致された疑いが排除されない失踪者(いわゆる「特定失踪者」等)の問題について、北朝鮮側に対し5名の氏名を示して関連情報の提供を求めるとともに、日本側からの指摘の有無にかかわらず、

日本人拉致問題に関し更なる情報がある場合には速やかに提供するよう重ねて申し入れたが、北朝鮮側からは、当該 5 名について入境は確認できなかったと回答があった。

(ハ) 日本政府は直ちに、第 3 回協議において北朝鮮側より提示のあった情報及び物的証拠に対する精査を実施し、その結果を 12 月 24 日に御家族に説明すると共に、その概要を対外公表した。また、翌 25 日、北朝鮮側に対し、以下の内容を口頭及び書面で申し入れた。併せて、精査結果概要及び横田めぐみさんの「遺骨」とされたものの鑑定結果要旨を手交した。

- 第 3 回日朝実務者協議を通じて得た情報・物証につき、「8 名は死亡、2 名は入境確認せず」との北朝鮮側説明を裏付けるものはなかった。この説明は受け入れられるものではなく、誠意を欠く対応に強く抗議する。
- これまでに提供された情報・物証では、安否不明の拉致被害者に関する真相を究明するためには全く不十分と言わざるを得ず、「白紙」に戻しての徹底した調査と呼べるものではない。多くの疑問点があり、また、横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部からは、同人のものとは異なる DNA が検出されたとの鑑定結果を得た。
- 安否不明の拉致被害者に関する真相究明を一刻も早く行うとともに、生存者は直ちに帰国させるよう強く要求する。迅速かつ誠意ある対応がない場合には、我が方として厳しい対応をとる方針である。

(ニ) 2005 年 1 月 26 日、北朝鮮側より、横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨片に関する日本側鑑定結果に関する考え方を含む北朝鮮の 1 月 24 日付「備忘録」が我が方に伝達されるとともに、改めて本件骨片の返還要求があった。これに対し、我が方よりは、2 月 10 日、北朝鮮側「備忘録」に対する反論を伝達し、改めて生存する拉致被害者の即時帰国と真相究明を強く要求した。その後も、2 月 24 日、4 月 13 日に北朝鮮側より同様の内容が伝達されたことから、我が方より、改めて鑑定結果の客観性、科学性に言及しつつ反論した。

(6) 日朝包括並行協議(2006 年 2 月)

2006 年 2 月 4 日～8 日、北京において、「日朝包括並行協議(「拉致問題等の懸案事項に関する協議」、「安全保障に関する協議」及び「国交正常化交渉」の 3 つを並行して行う協議)が開催された。拉致問題に関する協議は合計約 11 時間にわたり、我が方より改めて、生存者の帰国、真相究明を目指した再調査の約束、拉致実行犯の引渡しを強く要求した。

これに対し、北朝鮮側は、「生存者は既に全て帰国した」旨のこれまで同様の説明を繰り返した。真相究明については、これまで誠意を持って努力した、調査した事実をそのまま回答している旨主張し、安否不明者の再調査継続すら約束しなかった。また、拉致実行犯の引渡しについては、政治的問題である等の主張を行い、引渡しを拒否した。

このように、北朝鮮側からは、拉致問題の解決に向けた具体的進展は何ら示されなかった。加えて、脱北者支援活動を行う邦人等 7 名について、北朝鮮国内法に違反する旨の主張を行い、その引渡し等を要求してきた。

(7) 北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び核実験実施の発表(2006 年 7 月、10 月)

(イ) 2006 年 7 月 5 日、北朝鮮により 7 発の弾道ミサイルが発射された。これに対し日本政府は、万景峰 92 号の入港禁止を含む 9 項目の対北朝鮮措置を即日実施し、併せて、北朝鮮側に対し、同措置の内容等を伝達しつつ厳重な抗議を行った。

(ロ)更に北朝鮮は、同年10月9日、国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行った。これに対し日本政府は、嚴重なる抗議及び断固たる非難の意を表明した上で、同11日、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む4項目の対北朝鮮措置を発表した。

(ハ)これら一連の対北朝鮮措置は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであるが、北朝鮮側が拉致問題の解決に向けて誠意ある対応をとってこなかったことも、同措置を決定する判断材料の一つとなっている。

3. 日本政府による調査・捜査の状況

(1) 拉致被害者の追加認定

捜査当局は、2002年9月の日朝首脳会談以降も、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案につき引き続き所要の捜査・調査を進めてきた。こうした捜査・調査の結果、1977年10月鳥取県において女性が失踪した事案(被害者:松本京子さん)及び1978年6月に兵庫県において男性が失踪した事案(被害者:田中実さん)に関し、北朝鮮による日本人拉致容疑事案と判断するに足る新たな証拠等が得られたことなどから、日本政府は、2005年4月27日に田中実さん、2006年11月20日に松本京子さんを拉致被害者として認定した。これにより、日本政府が認定した北朝鮮による拉致事案は、12件17名となった。

(2) 拉致容疑事案の実行犯等の特定

捜査当局は、2006年2月23日、福井県におけるアベック拉致容疑事案の実行犯として北朝鮮職員・辛光洙(シン・グァンス)を、新潟県におけるアベック拉致容疑事案の実行犯として北朝鮮職員・自称小住健蔵こと通称チェ・スン Chol を、また、同年11月2日、新潟県における母娘拉致容疑事案の実行犯として北朝鮮職員・通称キム・ミョンスクをそれぞれ特定し、逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、政府として北朝鮮側に身柄引渡しを要求した。

北朝鮮による日本人拉致容疑事案については、これまでも、2002年8月以降、辛光洙事件の実行犯である北朝鮮職員・辛光洙、欧州における日本人女性拉致容疑事案の実行犯である「よど号」犯人・魚本(旧姓・安部)公博、宇出津事件の主犯格である北朝鮮職員・金世鎬(キム・セホ)について、逮捕状が発付されており、国際手配を行うとともに、日本政府として北朝鮮に対し身柄引渡しを要求している。また、原敕晁さん拉致容疑の共犯者である金吉旭(キム・キルウク)についても逮捕状が発付されており、国際手配を行うなどの所要の措置を講じている。

(3) 横田めぐみさんの夫に関するDNA検査(2006年4月)

2006年4月、日本政府の実施したDNA検査により、日本人拉致被害者横田めぐみさんの夫が、1978年に韓国より拉致された当時高校生の韓国人拉致被害者金英男(キム・ヨンナム)氏である可能性が高いことが判明した。これを受け、我が方より北朝鮮側に対し、同検査結果を伝えつつ拉致問題解決に向けた誠意ある対応を改めて求めた。なお、韓国政府も独自に同様の検査を実施し、同年5月に同様の結果を得ている。

4. 国際社会における動き

(1) 拉致問題に対する国際的関心の高まり

(イ)北朝鮮による日本人の拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害である。このような基本的認識は、国連人権委員会において2003年より3年連続で採択された「北朝鮮の人権状況」決議においても確認されている。2005年2月には、ウィティット北朝鮮人権状況特別報告者が来日し、拉致被害者の御家族との会談等、本件拉致問題の現状につい

て精力的に情報収集を行い、その後同年9月に発表された北朝鮮の人権状況に関する報告書において、北朝鮮が外国人の拉致問題のような不法行為に対し、効果的かつ迅速な手続きにより救済措置をとるべきことを勧告している(なお、北朝鮮は、同報告者による同国への訪問調査等の協力を行っていない。)。また、2005年12月には初めて国連総会本会議で「北朝鮮の人権状況」決議が採択された。総会決議は、外国人の拉致問題の問題を含め北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し人権状況の改善につき国連への協力を求める内容となっている(2006年11月、我が国は、前年と同様、EUと共に主提案国として「北朝鮮の人権状況」決議を国連総会第3委員会に提出し、賛成91票の多数をもって採択された)。さらに、国連のアナン事務総長は、2006年5月の韓国訪問に際し、拉致問題について、被害者等の苦痛を解消するために北朝鮮による説明が必要である旨発言している。

(ロ)また、日本へ帰国した拉致被害者などの証言で、タイ、ルーマニア、レバノン等の日本以外の国でも北朝鮮に拉致された可能性のある者が存在することにも内外の関心が集まっている。2006年5月には、横田めぐみさんの夫が韓国人拉致被害者である可能性が高いことが判明したことを契機として、日韓の拉致被害者の家族が相互に韓国及び日本を訪問し、両国家族間の連携を改めて確認した。

(ハ)各国においても、拉致問題に対して理解を示している。例えば、アメリカ合衆国政府は、2005年版年次テロ報告書において、日本人や韓国人の拉致問題にも言及しつつ、北朝鮮を引き続きテロ支援国家と位置づけた。また、2006年4月には、拉致被害者の家族が、米国下院公聴会における証言及びブッシュ大統領との面会等を通じて、拉致被害の深刻さと解決の重要性を訴え、大いに米国関係者及び米国世論の共感を得ている。ブッシュ大統領は、「北朝鮮は人権と人間の尊厳を尊重すべきであり、めぐみさんのお母さんがもう一度娘を抱きしめられるようにすべきである。」旨表明し、我が方の立場に更なる理解と支持を示した。この訪米を通じ、アメリカのみならず、国際社会に対して拉致問題の解決の重要性を訴える強いメッセージが発出された。

(2) 我が国の外交上の取組み

(イ)日本政府は、サミット等の各種国際会議、首脳会談等あらゆる外交上の機会を捉え拉致問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきている。例えば、2006年7月のサンクトペテルブルグ・サミットにおいては、拉致問題は我が国のみならず国際的な広がりを持つ問題であり、その解決には国際的な連携の強化が必要であるとの我が国の訴えに対し全ての参加国の理解が得られ、議長総括に、「我々は北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を含め、国際社会の他の安全保障及び人道上の懸念に対応するよう求める」との強いメッセージが盛り込まれた。

(ロ)また、2005年9月に採択された六者会合の共同声明にも、拉致問題を含めた懸案事項が解決されない限り北朝鮮との国交正常化はないという我が国の基本的立場が盛り込まれ、拉致問題を含めた懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることが同会合の目標の一つとして位置づけられた。

(ハ)更に、2006年10月に全会一致で採択された北朝鮮による核実験実施の発表にかかる安保理決議第1718号には、我が国の強い主張により、北朝鮮が国際社会の「人道上の懸念」に応えることの重要性が盛り込まれた。この「人道上の懸念」に拉致問題が含まれることは明白であり、我が国の大島国連大使もその旨明らかにしている。

(ニ)この他、2006年6月、拉致問題に関する日本政府と在京19か国大使等との意見交換会においても、各国より、拉致問題は国際社会全体で取り組むべき問題であり、国際社会として連携して日本を支援したいとの意向が示されており、上記と併せ、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組みは、国際社会の明確な理解と支持を得ている。

5.国内体制の整備

(1)「拉致問題対策本部」の設置(2006年9月)

2006年9月、日本政府は、拉致問題に関する総合的な対策を推進することを目的として、総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は全閣僚から構成されており、拉致問題の解決に向け、同対策本部を中心に政府一体となって取り組んでいく体制が整備された。

同対策本部は、同年10月に第1回会合を開催し、すべての被害者の安全確保及び即時帰国等の要求、更なる対応措置の検討、厳格な法執行の継続、情報の集約・分析及び国民世論の啓発、拉致の可能性を排除できない事案の捜査・調査の継続、国際協調の更なる強化の6項目からなる「拉致問題における今後の対応方針」を決定した。

(2)日本政府の基本的立場

日本政府は、今後とも、拉致問題は我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、その解決なくしては北朝鮮との国交正常化はないとの方針を堅持し、「対話と圧力」という一貫した考えの下で上記「対応方針」に沿った取り組みを強化・推進しつつ、北朝鮮側に対し、あらゆる機会を通じて、問題解決に向けた決断を早急に下すよう強く求めていく。

(外務省ホームページより引用)

拉致問題対策本部の設置について

平成18年 9月29日
閣議決定

1. 拉致問題に関する対応を協議し、同問題への戦略的取組み並びに安否不明の拉致被害者に関する真相究明、生存者の即時帰国に向けた施策等総合的な対策を推進するため、内閣に拉致問題対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、拉致問題担当大臣
本部員 他のすべての国務大臣
3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。
4. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

拉致問題対策本部会合開催状況

■第1回 平成18年10月16日（月）

【概要】

拉致問題解決に向けた取組みや拉致問題対策本部の今後の進め方等につき、意見交換を行った。拉致問題における今後の対応方針を策定した。

【拉致問題における今後の対応方針】

平成14年9月17日、我が国と北朝鮮は、日朝平壤宣言に署名し、同宣言の精神及び基本原則に従い日朝間の諸懸案を解決し、国交正常化の早期実現に向けた努力を傾注することを確認した。しかしながら、北朝鮮は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる拉致問題において極めて不誠実な対応をとり続けてきたのみならず、本年7月に弾道ミサイルを発射し、更には、今般、我が国を含む国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行った。

拉致問題及び核・ミサイル問題に関し北朝鮮側は、日朝平壤宣言をはじめ、六者会合の共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行動をとっており、我が国は、北朝鮮側に対し、改めて、嚴重なる抗議及び断固たる非難の意を表明する。また、今般全会一致で採択された安保理決議第1718号も、北朝鮮が発表した核実験を非難し、北朝鮮及び各国がとる措置を決定すると同時に、北朝鮮が他の安全保障及び人道上の懸念に対応することの重要性を強調している。

かかる状況の中、拉致問題については、政府として、引き続き、「対話と圧力」という一貫した考えの下、解決に向け粘り強く取り組んでいくこととし、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないということを中心に改めて確認した上で、今般新たに設置した拉致問題対策本部を中心に政府一体となって、すべての拉致被害者の生還を実現すべく、今後の対応方針を以下のとおり決定する。北朝鮮がこうした我が国の決意を厳粛に受け止め、拉致問題を解決するための決断を早急に下すよう強く求める。

1. 北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう引き続き強く求めていく。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しについても引き続き強く求めていく。
2. 現在、政府としては、北朝鮮に対して、人道支援の凍結措置（平成16年12月28日発表）、万景峰92号の入港禁止を含む諸措置（平成18年7月5日発表）、北朝鮮のミサイル等に関連する資金の移転防止等の措置（平成18年9月19日発表）、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む諸措置（平成18年10月11日発表）等を講じているが、今後の北朝鮮側の対応等を考慮しつつ、更なる対応措置について検討する。
3. 現行法制度の下での厳格な法執行を引き続き実施していく。
4. 拉致問題対策本部を中心に、拉致問題に関する情報を集約・分析し、問題解決に向けた措置の検討を迅速に推し進めていくとともに、拉致問題に関する国民世論の啓発を一層強化する。
5. 「特定失踪者」にかかる事案を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査等を引き続き全力で推進していく。また、捜査・調査の結果、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対して然るべく取り上げていく。
6. 国連をはじめとする多国間の場合、また、関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的な協調を更に強化していく。

拉致問題対策本部関係省庁対策会議開催状況

■ 第1回 平成18年11月7日（火）

【概要】

拉致問題対策本部第一回会合で策定された「拉致問題における今後の対応方針」に基づく各省庁の具体的施策に関する報告がなされた。

対北朝鮮措置の執行と捜査努力の継続に加え、特に、情報収集・分析、国際協調、広報活動について、当面、重点的に取り組んでいくことを確認し、三つの分科会（情報、法執行、広報）を設置した。

■ 第2回 平成19年1月26日（金）

【概要】

これまでの取組みの成果を検証するとともに、今後重点的に取り組む事項について協議し、今後の政府の方針・取組みについて確認した。

関係省庁からの報告を踏まえ、協議を行った結果、政府としては、北朝鮮への対話の窓口を開きつつ、北朝鮮に誠意ある対応を促すため、対北朝鮮措置の執行と捜査努力の継続、拉致問題に関する情報収集・分析、国際協調、広報活動について一層取組を強化していくことが確認された。

（首相官邸ホームページより引用）